

## 資料 1 1 用語解説一覧

項目	説明	ページ
アジェンダ21 すいた(☆41)	平成15年(2003年)から市民・事業者・行政が集まって検討を重ね、平成17年(2005年)3月に策定した地球環境問題を解決するための地域の行動計画の名称。また、この計画を推進するため平成18年(2006年)5月に設立した市民・事業者・行政からなる組織の名称でもある。	21
遺伝子組換え実験(☆32)	遺伝子構造の解析などのため、異種の生物から遺伝子を抽出し、試験管内で酵素などを用いて切断したものを人為的に新たにつなぎ換えて、新たな遺伝子を作る実験。なお、吹田市は研究機関、大学、企業が数多く立地することから、遺伝子組換え実験に伴う環境への影響の未然防止を目的とする「吹田市遺伝子組換え施設等、病原体等取扱施設及び放射性同位元素取扱施設に係る市民の安心安全の確保に関する条例」を平成23年(2011年)4月から施行している。	19
違法簡易広告物 撤去活動員 (☆37)	市が認定した住民団体等がはり紙等の違法簡易広告物の撤去活動を実施することができる制度。団体としての登録や、講習会の受講などいくつかの要件がある。	20
雨水貯留設備 (☆27)	屋根等の敷地内に降った雨水を貯め、水資源として活用すること。貯留した雨水は植木のみずやりや防火用水等に利用することができるほか、災害時の生活用水として用いることができる。本市では、公共施設や集合住宅に設置している。	16
エコドライブ (☆36)	急発進や急加速をしない、定速走行、アイドリングストップ、不要な荷物を積まない等を心がけ、燃料の消費を抑えることで温室効果ガスの発生を抑える省燃費運転。	20
LED照明 (☆16)	発光ダイオード(LED)を使用した照明器具のことであり、白熱電灯や蛍光灯に比べ、省エネルギーかつ長寿命という特徴を持っている。	13
環境美化推進重点地区(☆34)	公共の場所でのポイ捨てや違法な屋外広告物の掲出を禁止するとともに、これらへの対策を特に必要とする地域。現在、江坂駅周辺とJR吹田駅周辺及び北千里駅周辺、阪急関大前駅周辺(平成25年7月1日付)を指定している。	19
環境まちづくり 影響評価条例 (☆52)	環境に著しい影響を及ぼすおそれのある一定規模以上の事業を実施する際、事業者自らが事業の実施に伴う環境影響を予測・評価・結果の公表を行うとともに、市民等の意見を聞いて適正な配慮を行うための一連の手続きについて定めた条例。	29

項目	説明	ページ
環境マネジメントシステム (☆11)	環境保全に関する方針、目的、目標等を自ら設定し、達成に向けて取り組む管理の仕組み。国際規格 ISO14001 の他に、費用が安価で小規模組織でも取り組みやすいエコアクション 21 や KES 等の簡易版システムもある	11
ギガジュール・ペタジュール (☆7)	J (ジュール) はエネルギー (熱) 量を表す単位。1 気圧において 1g の水の温度を 1℃上げるのに必要なエネルギー (熱) 量は約 4.2J に相当。G (ギガ) は 10 の 9 乗で P (ペタ) は 10 の 15 乗。	5
空調排熱の潜熱化 (☆58)	水の蒸発潜熱を有効利用することで、室外機からの排熱温度 (顕熱) を低下させた装置。	32
グリーン調達、グリーン購入 (☆12)	環境負荷が少ない製品やサービスを優先的に購入することをグリーン購入と言う。企業や官公庁による購入・発注はグリーン調達とも言う。グリーン購入法 (通称) で、地方公共団体に努力義務、事業者・国民に一般的な責務があるとされた。	11
景観計画区域 (☆51)	景観法で規定されており、市町景観計画区域村が建築物の建築等に対する届出・勧告を基本とするゆるやかな規制誘導を行うために定める区域。景観計画区域では条例を定めることにより、建築物・工作物のデザインや色彩の変更命令が可能になるほか、「景観上重要な公共施設」の整備や「電線共同溝法」の特例、農地の形質変更等の規制などが可能になる。	29
景観形成地区 (☆50)	重点的に景観形成を図る必要のある地域を地域住民等の合意のもと指定し、地区特性に応じた地区景観形成基準を定め、協働により景観形成の推進を図るもの。	29
減量計画書 (☆28)	多量排出占有者の廃棄物発生量を減らし、資源化量を増やすことを目的として、多量排出占有者自身に対して廃棄物発生量や資源化量等に関する前年度実績と当該年度の計画量、減量方策等をまとめさせた書類。	17
高度処理水 (☆24)	下水処理において、通常の有機物除去を主とした二次処理で得られる処理水質以上の水質を得ることを目的とした水処理過程において処理された下水をいう。 高度処理は、主に大阪湾などの閉鎖性公共用水域の水質保全のために富栄養化の原因となる窒素やリン等を多量に除去することを目的としており、近年では再生資源有効利用の一環として、高度処理水を再利用する取り組みが全国的に進められている。高度処理水の再利用では、その目的に応じてオゾン酸化等の処理や供給施設等の再生処理施設を設置する場合もある。	15

項目	説明	ページ
高反射性塗装 (☆54)	都市表面の日射反射率を上げる効果を持つ塗料を使った塗装であり、昼の日射熱が地表面・建物躯体に蓄熱される量を抑え、ヒートアイランド対策に効果がある。	32
合流式下水道 (☆31)	汚水および雨水を同一の管きよで排除し処理する方式。合流式下水道では、分流式に比べ管路施設の建設が容易な反面、雨天時に公共用水域へ未処理で排出されることがあるため、放流負荷量の削減が課題である。	19
最終処分 (☆23)	焼却灰や不燃性の無機物質などの、有効利用や減量ができないものを埋め立てること。吹田市的一般廃棄物については、大阪湾のフェニックス処分場で最終処分が行われている。	15
再生可能エネルギー (☆8)	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法において、「新エネルギー利用等」として規定された、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、中小規模水力発電、地熱発電、太陽熱利用、温度差熱利用、バイオマス熱利用、雪氷熱利用、バイオマス燃料製造に、大規模水力発電と海洋エネルギーを加えたもの。	5
再生資源集団回収 (☆19)	古紙や古布、再生資源の集団回収を促進するため、自治会や子ども会などが実施する古紙等の集団回収のこと。回収 1kg 当たり 7 円の報償金を提供している	15
市域の植生や特定地域の動植物調査 (☆47)	市内全域を対象として、動植物などの自然環境の現況を地域別に調べた「自然環境調査」を実施した。調査結果は、「すいたの自然 2011」にとりまとめられている（詳細は次ページのコラム参照）。	24
事業系ごみ減量マニュアル (☆29)	事業者が自主的にごみ減量・リサイクルに取り組むことを目的として、作成したマニュアルのこと。ごみ減量のメリットや必要性の他、業種別に減量の手法を整理している。	17
自動車 NOX・PM 法 (☆39)	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質を抑制するため、大阪府などの大都市部を対象に、窒素酸化物及び粒子状物質の総量削減、車種規制、事業者による排出抑制制度などを含めた法律。	21
遮熱性舗装 (☆57)	舗装表面に赤外線を反射させる遮熱性樹脂を塗布したり、遮熱モルタルを充填することにより、一般の密粒度アスファルト舗装に比べ、夏季における昼間のアスファルト舗装の路面温度を 10℃以上低減することができる。また、夜間も舗装からの放熱量を減らすことができる。	32
12 種分別 (☆18)	分別収集を実施している燃焼ごみ、新聞、雑誌類、段ボール、古布類、かん、びん、大型複雑ごみ、小型複雑ごみ、有害危険ごみと、拠点回収で集めているペットボトル、牛乳パック。	15

項目	説明	ページ
省エネルギー機器（☆14）	高効率給湯器や、LED 電球といったものから、省エネ型の従来家電といった、エネルギーを効率的に使うことができる機器。環境にやさしいだけでなく、光熱費を抑えることができるメリットもある	11
条例（☆1）	吹田市環境基本条例のこと。現在及び将来の市民の安全で健康かつ快適な生活の確保に資することを目的に平成 9 年（1997 年）に施行された。	1
除草ごみ・剪定枝（☆21）	道路や公園の管理などで排出される草や枝など。	15
人工排熱（☆35）	人間の活動により排出される熱のことで、工場の機械、オフィスの空調や情報機器、家庭の空調、自動車など、様々なものがある。	19
吹田市一般廃棄物処理基本計画（☆26）	平成 24 年（2012 年）3 月に策定した市の一般廃棄物の減量・資源化・適正処理に向けた基本方向・基本施策を定めた計画。平成 32 年（2020 年）までに、ごみ排出量（集団回収を含む）を、平成 22 年度（2010 年度）比 17%削減、資源化率 24%を目標としている。	16
吹田市環境審議会（☆59）	吹田市環境基本条例第 26 条の規定に基づいて設置された諮問機関で、学識経験者、市議会議員、市民等 25 人以内で構成される。審議会では、市の環境の保全に関する基本的事項等を調査審議する。	38
吹田市環境施策調整推進会議（☆61）	環境の保全及び創造に関する施策を総合的に調整及び推進するために設置された市の庁内組織。環境部担当副市長を議長とし、各部等の長を構成メンバーとしている。	39
吹田市環境白書（すいたの環境）（☆60）	環境基本条例に基づいて、毎年、環境白書を公表している。本市の環境施策の進捗状況と、温室効果ガスの排出量や、廃棄物の処理状況、大気、水質、騒音などの測定結果など、様々なデータを掲載している。	39
吹田市環境まちづくりガイドライン（☆15）	吹田市第二次環境基本計画の目標を達成するため、市民や事業者の具体的な実践例を示し、明確にすることで、その実施を促すとともに、良好な環境を将来に継承するための事業活動、ライフスタイル、キャンパスライフスタイルの普及を図るもの。	13
吹田市環境まちづくりガイドライン【開発・建築版】（☆49）	環境先進都市を目指してまちづくりを進めていくために、市内において開発・建築等を行おうとする事業者の取組事項を具体的に示したガイドライン。	28
吹田市総合計画（☆4）	平成 25 年度（2013 年度）策定。市民生活に関わるあらゆる分野における個別計画や事業を横断的にとらえた本市の最上位の計画。環境施策の基本方針も示している。	1

項目	説明	ページ
吹田市第2次環境基本計画 (☆5)	吹田市環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、理念や目標、施策の大綱を基本的計画として策定したもの。	2
吹田市第2次みどりの基本計画 (☆42)	中長期的な観点で策定する都市における緑の保全と緑化に関する基本計画で、快適な生活環境に欠かすことのできない「みどり」の将来のあり方を定めるもの。平成23年(2012年)3月に策定。	22
吹田市地球温暖化対策新実行計画 (☆6)	吹田市では、「市域及び市民1人あたりの温室効果ガス排出量を、平成32年度(2020年度)までに平成2年度(1990年度)比25%以上削減する」という中期目標を掲げており、この目標の達成に向け、具体的なアクションプランとして、平成23年(2011年)3月に定めた計画。	2
吹田市役所エコオフィスプラン (☆13)	平成11年(1999年)10月に策定した市の事務事業の環境負荷低減に向けた率先行動計画。グリーン購入の推進、省エネルギー・省資源の推進、公共事業における行動を3本柱に全庁的に取り組んでいる。	11
吹田操車場 (☆43)	大正12年(1923年)に操業を開始した鉄道貨物輸送の物流拠点であり、各地から集められてきた鉄道貨車を組み替える場所であったが、貨物輸送が拠点間を直送するようになったため、操車場としての機能は廃止され、一部が鉄道貨物の駅となっている。現在は、その跡地で再開発が進められている。	23
すまいる条例 (☆48)	平成16年(2004年)に施行された、吹田市開発事業の手続等に関する条例の愛称。開発事業に関する必要な手続並びに公共施設及び公益的施設の整備に関する基準、その他必要な事項を定めることにより、良好な都市環境の保全及び形成を図り、もって土地利用における公共の福祉の増進に寄与することを目的としている。	27
生物多様性 (☆2)	「種の多様性」、「種内(遺伝子)の多様性」、「生態系の多様性」の3つの多様性があり、まとめて「生物多様性」という。「種の多様性」は、多くの種類の生物が生息していることである。「種内(遺伝子)の多様性」は、同じ種の中でも、生息地域によって形態や行動の特徴が少しずつ異なるなど遺伝子レベルの違いがあり、その違いを維持することである。「生態系の多様性」は、気候や地形、地質などによって特徴付けられる生態系の多様性を維持することである。	1
節水型社会 (☆25)	節水意識の啓発、節水型家庭用品の普及、水道の漏水防止策等、限りある水資源を節約していく社会	15

項目	説明	ページ
堆肥（☆22）	落ち葉、剪定枝、畜糞、生ごみなどの有機物を、微生物の力によって分解した肥料。	15
多量排出占有者（☆20）	吹田市内で事業系一般廃棄物を排出している事業者のうち、収集運搬許可業者との契約量が月あたり2トン以上の事業所のこと。吹田市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則では、多量排出占有者に対し、①減量目標を設定した減量計画書を定め、実施。②廃棄物管理責任者を選任。③減量計画書及び廃棄物管理責任者選任届を市長に提出。の3点を行うことを定めている。	15
低公害車・低燃費車（☆10）	排出ガスを発生しない、または排出ガス発生量が相当程度少なく、かつ、燃費性能が相当程度高いと認められる自動車。	11
低炭素社会（☆3）	現状の産業構造やライフスタイルを変えることにより、化石燃料に依存する社会構造を変革し、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を低く抑えた社会のこと。	1
透水性舗装（☆55）	雨水を積極的に地中に浸透させることを目的としてつくられた舗装のこと。主に歩道で用いられている。	32
ドライ型ミスト（☆53）	水が蒸発しやすいよう微細な霧の状態にして噴射し、蒸発に伴う気化熱の吸収を利用して周囲を冷却する装置。	32
熱環境マップ（☆38）	熱画像データをメッシュ単位に集計し、地表面温度較差を表した地図。周辺地域に比べて、地表面温度が相対的に高い地域が視覚的に理解できる。	20
花と緑、水めぐる遊歩道（ぶらっと吹田）（☆44）	旧市街地や昔からの集落地、緑地の残るニュータウンなど、市内の豊かな「花・緑・水」の資源を生かして、豊かな自然や多彩な環境をネットワークする快適性・安全性の高い遊歩道を、市民とともに育てていく取り組み。	23
ヒートアイランド現象（☆9）	都市部の気温が周辺部より高くなる現象のこと。主な原因は、都市部の緑地減少、人工排熱の増加、地表面の人工化などによる放熱力の低下等があげられる。	6
ビオトープ（☆46）	ドイツ語のBio（生物）とTope（空間、場所）を組み合わせた造語で、野生生物が安定的に生息できる空間のこと。吹田市では、学校や公園などで取り組みが進められてきた。	24
保水性舗装（☆56）	保水性舗装は、舗装材に吸収した雨水等を晴天時に蒸発させ、気化熱を奪うことにより、道路の表面温度を低下させる能力を持つ。また、吸収能力以上の余分な雨水は地中に浸透されるため、透水性舗装の能力も持つ。	32

項目	説明	ページ
マイバッグ (☆17)	買い物後に、そのまま捨てられてしまうことの多いレジ袋等のごみを減らすため、小売店での購買時に、レジ袋をもらう代わりに用いる買い物袋のこと。	14
緑あふれる未来 サポーター事業 (☆33)	地域に親しまれ、みどりにあふれる公園や道路等をめざすため、登録していただいたサポーターとの協働により維持管理を進める事業。	19
みどりのカーテン (☆40)	ゴーヤやアサガオなどつる性の植物でつくる自然のカーテン。壁面緑化の一種で、蒸散作用により周りの気温が下がり、空調機の使用抑制などにより省エネ効果が期待できる。	21
目標値 (☆30)	吹田市では、市環境基本条例第8条に基づき定めた目標を達成するため、大気（二酸化窒素、光化学オキシダント）や騒音で国の環境基準値を上回る値を目標値として定めている。また、国が基準を定めていない項目（悪臭、騒音等）や対象（ため池、河川等）に関して独自の目標とする値や状態を定めている。	18
猛暑日・熱帯 夜・真夏日 (☆39)	猛暑日は日最高気温が摂氏 35 度以上の日。熱帯夜は夜間（夕方から翌朝まで）の最低気温が摂氏 25 度以上のこと。真夏日は日最高気温が摂氏 30 度以上の日。いずれも気象庁の予報用語であり、猛暑日は気象庁が平成 19 年（2007 年）に予報用語を改正した際に新たに定義された。	20
緑化推進基金 (☆45)	「生垣等緑化推進助成事業」をはじめとする、吹田市内の多様な緑化推進事業に用いられる基金。	23